

# 由布市過疎地域持続的発展計画(案)

## 意見書用紙

由布市では、庄内地域が「過疎地域」として指定されています。令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、令和3年度に「由布市過疎地域持続的発展計画」（令和3年度～令和7年度）を策定しました。この度、計画期間が終了することにともない現計画の総点検を行い、また今後の社会状況変化を検討する中で令和8年度から令和12年度を計画期間とする計画（案）を策定しました。

つきましては、市民の皆さんから広くご意見を募集いたします。

- ※ 提出いただいたご意見は、回答を添えて公表します（ホームページを予定）。そのため、提出いただいたご意見のうち、個人情報（氏名、住所、電話番号）以外の記載内容は、公開させていただく可能性があります。あらかじめご了承ください。
- ※ なお、ご意見に対しての個別の回答や、提出いただいた書類の返却はいたしません。
- ※ 記入いただいた個人情報は、ご意見の内容の確認のみに使用し、それ以外の用途に使用いたしません。
- ※ **市民の方からのご意見を募集しているため、氏名・住所については、記入のない場合、原則としてパブリックコメントとしてお取り扱いできません。**

フリガナ	
氏名 <b>(必須)</b>	
住所 <b>(必須)</b>	〒
電話番号	

「由布市過疎地域持続的発展計画（案）【令和8年度～令和12年度】」に対するご意見

**締切日 令和8年1月27日（火）必着にて提出をお願いします。**

### 【提出方法】

- ①直接提出：庄内・挾間・湯布院 各振興局地域振興課（市役所開庁日及び各施設開館日・時間に限る）。
- ②郵送：〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地  
由布市庄内振興局地域振興課 宛
- ③FAX：097-582-1343
- ④メール：s\_sinko@city.yufu.lg.jp